

明るく楽しく気持ち良く、安全で安心して学校生活を送るために

知名町立田皆中学校
生徒指導委員会

法律や決まりは何のためにあるのでしょうか。
もし法律や決まりがなかったら、善良な人々の生命と安全がおびやかされ、争いごとの絶えない荒廃した社会になってしまい、犯罪が増えるでしょう。交通規則がないと事故が増えるでしょう。
決まりは人々を縛るためのものではなく、人々が明るく楽しく気持ちよく、安全で安心して生活できるようにするためのものなのです。分かりやすく言えば、人々の幸福を守るためのものです。
皆さんは決まりの中で集団生活を送ることによって、他人に迷惑を掛けず、お互いを尊重し合いながら少しずつ成長していきます。そして、社会に出ると決まりを守る者だけが決まりによって守られてくることになります。
そこで、田皆中学校に通う皆さんが、明るく楽しく気持ちよく、安全で安心して学校生活を送れるように、みんなで守る決まりについて、次のことを理解してください。

1. 朝

- ① 朝 8 時 5 分までに登校します。（8 時 5 分は教室に入る時刻です。）
- ② 登校したら、教室で提出物を出し、かばんや学習用具等を片付けてから朝活動の準備をします。
- ③ 朝活動では、8 時 10 分までに席に着いて、8 時 30 分まで読書を行います。
- ④ 水曜日の朝は、8 時 15 分から全校朝会や生徒集会が行えるように、集合・整列します。
- ⑤ 朝の短学活は 8 時 30 分開始、1 校時は 8 時 45 分開始です。
（B 校時、C 校時の短学活は 8 時 15 分開始、1 校時は 8 時 30 分開始）

2. 登下校では

- ① 登下校は、徒歩通学又は自転車通学を原則とします。
- ② 登下校の際は、届け出た通学路を必ず通ります。
- ③ 自転車通学は上城小学校区、住吉小学校区の生徒で、田皆中自転車通学規定や交通ルールを守れる生徒のみ許可しています。守れないときには、自転車通学を停止したり、自転車通学許可が取り消されたりする場合があります。
- ④ 登下校中または、土・日の部活動の行き帰りも、買い食いは絶対にしません。
- ⑤ 帰りの学活終了後、部活動生以外の生徒は速やかに下校します。
- ⑥ 土・日曜日、祝日、長期休業中に部活動に参加する場合、自転車通学生以外の生徒の自転車での登下校はできません。
- ⑦ 車での送迎の際は、校門ではなく必ず駐車場で乗り降りします。

3. 服装や身なりについて ～服装や身なりはその人の心を映す鏡～

- ① 夏・冬服ともに学校指定の制服を着用します。
- ② 白シャツの中には、肌着か白の T シャツ（ワンポイント可）を着用します。また、白シャツの襟や袖口からはみ出ないようにします。
- ③ 靴下は、白色（足裏も含む）で無地の物を着用します。スニーカーソックスやルーズソックスは認めません（くるぶしが隠れる長さ～膝の中頃位までの長さ）。ワッポイントX
- ④ 通学用の靴は、白の運動靴です。カラーライン入りの運動靴や部活動で使用するシューズ等は認めません。また、靴のかかとは踏みつぶさないようにします。
- ⑤ 上履き用のスリッパにはかかとの部分にしっかりと記名し、落書き等は絶対にしてはいけません。また、友達とスリッパの交換をしたり、カッターでスリッパの先や底の部分の部分を切ったりしてはいけません。
- ⑥ 制服の上着の左ポケットに必ずネームをつけます。夏服の場合も同様です。
- ⑦ 学校ジャージの着用は、移行期間での着用は認め、冬服へ完全移行した場合は、原則認めない。やむを得ず着用する場合は必ず担任に伝え、許可を取って着用する。（体調不良や雨で制服が濡れた場合等）作業や体育の授業、自転車通学生の登下校中（上着のみ）のみ着用を認める。
- ⑧ 冬期（12月～2月）においては、制服の中に学校ジャージか無彩色（黒・白・紺・肌色）のトレーナー等を着用しても構いません（襟や袖口から見えないようにします）。また、女子のタイツは黒で無地のものとします。
- ⑨ 冬期の登下校時には手袋やネックウォーマー等を使用しても構いません。ただし、ネックウォーマー等の色は黒、紺、茶色で、玄関で着脱します。
- ⑩ 通学かばんは学校指定のものとしませんが、通学かばんに入らない場合のみ補助バッグを使用します（キーホルダーは1つ。またチェーンなど派手な物は付けません）。
- ⑪ 絶対に眉をいじってはいけません。
- ⑫ 日焼け止めやリップクリームは使用しても構いません。ただし、薬用の物で色や香料、ラメ等が入っていない物を使用します。
- ⑬ 制汗剤については、決まりを守って使用することとします。
 - ・無香料のみとします。
 - ・使用は、決められた場所でのみとします。（男子 多目的室、女子 更衣室）
 - ・決まりを守れない場合は使用を禁止します。

【男子規定】

① 制服

- ・ 制服やシャツのボタンは、きちんと付けます。
- ・ 式典等の改まった場では、ホックまできちんと付けます。
- ・ ベルトは、革製や布製の黒色のものとします。
(二つ穴・派手なベルト・極細なベルトは付けません)
- ・ ズボンをずらし、すそを踏んで歩いてはいけません。
- ・ 制服のボタン止め・ボタン・袖ボタンは学校指定のものとしします。
- ・ シャツはズボンの中に入れます。

分からないことや、気
になることがあれば、御
相談ください。

② 頭髪

- 前髪 目に掛からない
 - 横髪 耳に掛からない。
 - 後ろ髪 襟に掛からない。
 - もみあげ 耳の中間。
- 脱色，染髪，そり込み，極端な刈り上げ，パーマ，整髪料の使用はしません。

【女子規定】

① 制服

- ・ スカートの長さは、膝頭がかくれることとします。
- ・ 冬服の袖のボタンは、きちんとつけます。
- ・ 冬服のスカーフは、襟の裏で結び、スカーフ止めでは結ばずに通します。長さは、
下から一つ目のボタンと二つ目のボタンの中間以上とします。
- ・ アンダーウェアは、無地で白系のものとします。

② 頭髪

- 前髪 目に掛からない。
 - 横髪 耳より前に垂れないようにします。垂れそうな場合は、ピンやゴムで
留めること。
 - 後ろ髪 女子の髪の長さは、髪が肩に掛からない程度とします。長い生徒は、
後ろの耳より下の方で一つか二つにくくります。
(髪をくくるゴムまたはピンの色は、黒・紺・茶のものとします。)
- 脱色，染髪，そり込み，パーマ，整髪料の使用，アイロンの使用はしません。

※付帯事項

縮毛矯正については、諸事情により保護者からの相談があれば、生徒指導委員会で検討し、許可することもあります。御不明な点等がございましたら、学校にお聞きください。

4. 所持品

- ① 学校には、教科書・ノート類など授業に必要な学習用具だけを持ってきます。携帯電話や不要物(漫画・菓子類等)は、絶対に学校に持ってきてはいけません。
- ② 学習用具は原則として持ち帰りますが、教科担任の先生から指示のあったものは校内に置いて構いません。
- ③ カッター、小刀、尖ったはさみ等、特に学校で必要なく、大けがにつながる可能性のあるものは、持込みを禁止します。
- ④ 自分の持ち物には、必ず記名し、学習用具の貸借りはしません。
- ⑤ お金の貸借りや物品の売買は絶対にしてはいけません。
- ⑥ 校納金(部費や徴収金も含む)は、登校したらすぐに係の先生に納めます。

5. 生活

- ① 生活の記録は毎日記入し、毎朝必ず提出します。
- ② 休み時間は、次の授業の準備をしてから休息します。
- ③ 授業開始1分前には、自分の席に着いて、黙想をして待ちます。
- ④ 授業開始のチャイムが鳴ったら、号令係の号令に合わせ、姿勢を正しくして、元氣よく挨拶をします。
- ⑤ タオルは首や肩に掛けたり、畳まずに持ち歩いたりしてはいけません。
(持ち歩けるものは、ハンカチかハンドタオルのみです。ポケットに入れて持ち歩きましょう。)
- ⑥ 給食時には、当番の生徒はエプロン・帽子・マスクを付け、みんなで協力して配膳します。当番以外の生徒は、自分の席で静かに待ちます。
- ⑦ 給食後は、歯磨きをしっかりとします。
- ⑧ 給食が終わったら、体育服に着替えてから昼休みに入ります。清掃作業の予鈴が鳴ったら、自分の担当場所へ移動して時間いっぱい清掃します。
- ⑨ 体調が悪くなったり、けがをしたりした場合には、養護の先生の指示に従って対応します。
- ⑩ 上履きと下履き、体育館シューズの使用の区別をきちんと付けます。
- ⑪ 他学年の教室には勝手に入りません。
- ⑫ 欠席や遅刻をするときには、8時5分までに、必ず学校に連絡をします。

6. 部活動

- ① 部活動は、顧問の先生の指示に従って練習に励みます。
- ② 対外試合は、田皆中の代表として参加することを自覚し、他チームの模範となるような行動がとれるように心掛けます。
- ③ 部員個人や部全体で、問題行動があった場合には、顧問会で話し合いの上、練習停止や対外試合出場停止になることもあります。